

農 林 委 員 会 議 録 第 十 六 号

昭和二十九年三月三日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 井出太郎君

理事 足立 篤郎君 理事 佐藤洋之助君

理事 綱島 正興君 理事 福田 喜東君

理事 吉川 久衛君 理事 芳賀 貢君

理事 川俣 清音君

秋山 利恭君 小枝 一雄君

佐々木盛雄君 佐藤善一郎君

田子 一民君 松岡 俊三君

松山 義雄君 今井 耕君

加藤 高藏君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 井手 以誠君

中澤 茂一君 中村 時雄君

久保田 豊君 安藤 覺君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農地局長) 平川 守君

委員外の出席者

農林事務官(農林經濟局長) 松岡 亮君

農林事務官(食糧行政局長) 新沢 寧君

農林事務官(食糧行政局長) 東辻 正夫君

農林事務官(食糧行政局長) 長尾 正君

農林事務官(食糧行政局長) 森 日出哉君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 理平君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

農林事務官(食糧行政局長) 岩波 博君

専門員 藤井 信君

二月二十六日

委員井手以誠君及び川俣清音君辞任につき、その補欠として武藤運十郎君及び稲富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

委員稲富稜人君辞任につき、その補欠として川俣清音君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員武藤運十郎君辞任につき、その補欠として井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

川俣清音君が理事に補欠当選した。

二月二十六日

食糧増産対策費増額等に関する請願(櫻井奎夫君紹介)(第二四六二号)

家畜保健衛生所法廃止反対に関する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二四六三号)

同外一件(高橋一君紹介)(第二四六四号)

同外一件(池田清志君紹介)(第二四六五号)

同外二件(櫻井奎夫君紹介)(第二四六六号)

同外一件(八百板正君紹介)(第二四六七号)

同(船田中君紹介)(第二四六八号)

同(井堀繁雄君紹介)(第二四六九号)

同外一件(南好雄君紹介)(第二四七〇号)

同(小平久雄君紹介)(第二四七九号)

同(松永東君紹介)(第二四八〇号)

同(吉川兼光君紹介)(第二四八一号)

農地改革による犠牲者救済等に関する請願(高田弥市君紹介)(第二四八二号)

同(高橋一君紹介)(第二四八三号)

同(高橋一君紹介)(第二四八四号)

同(山中貞則君紹介)(第二四八五号)

同(山中貞則君紹介)(第二四八六号)

同(山中貞則君紹介)(第二四八七号)

同(山中貞則君紹介)(第二四八八号)

同(山中貞則君紹介)(第二四八九号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九〇号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九一号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九二号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九三号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九四号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九五号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九六号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九七号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九八号)

同(山中貞則君紹介)(第二四九九号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇〇号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇一号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇二号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇三号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇四号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇五号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇六号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇七号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇八号)

同(山中貞則君紹介)(第二五〇九号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一〇号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一一号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一二号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一三号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一四号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一五号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一六号)

同(山中貞則君紹介)(第二五一七号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四八五号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四八六号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四八七号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四八八号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四八九号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九〇号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九一号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九二号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九三号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九四号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九五号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九六号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九七号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九八号)

同(三浦一雄君紹介)(第二四九九号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇〇号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇一号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇二号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇三号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇四号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇五号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇六号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇七号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇八号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五〇九号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一〇号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一一号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一二号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一三号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一四号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一五号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一六号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一七号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一八号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五一九号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五二〇号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五二一号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五二二号)

同(三浦一雄君紹介)(第二五二三号)

請願(福井勇君紹介)(第二七〇一号)

同外一件(稻葉修君紹介)(第二七〇二号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第二七〇三号)

同(小平久雄君紹介)(第二七〇四号)

同(小平久雄君紹介)(第二七〇五号)

同(小平久雄君紹介)(第二七〇六号)

同(小平久雄君紹介)(第二七〇七号)

同(小平久雄君紹介)(第二七〇八号)

同(小平久雄君紹介)(第二七〇九号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一〇号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一一号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一二号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一三号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一四号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一五号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一六号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一七号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一八号)

同(小平久雄君紹介)(第二七一九号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二〇号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二一号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二二号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二三号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二四号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二五号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二六号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二七号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二八号)

同(小平久雄君紹介)(第二七二九号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三〇号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三一号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三二号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三三号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三四号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三五号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三六号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三七号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三八号)

同(小平久雄君紹介)(第二七三九号)

(第二二八一号)
同(新潟県佐渡郡河崎村農林委員
長渡部金助外四名)(第二二八二
号)
同(兵庫県経済農業協同組合連合会
理事長横山振治外二名)(第二二八三
号)
同外一件(福岡県久留米市上津農
協同組合理事長中村倉太外一名)(第
二二八四号)
国立蚕糸試験場前橋支場存置に關
する陳情書(群馬県養蚕農業協同組
合連合會長近藤好一)(第二二八六号)
家畜保健衛生所廃止反対に關する陳
情書(長野県北佐久郡町村會會長阿部
良太郎外九名)(第二二八七号)
同(兵庫県美方郡温泉町松岡光夫外
四百三十八名)(第二二八八号)
同(尾道市吉和町御調畜産農業協同
組合連合會長理事山名正雄外十五
名)(第二二八九号)
同(宮崎県議會議長日高弥一)(第一
二九〇号)
食糧自給促進法の早期制定に關する
陳情書(福島県町村會會長横山宗延)
(第二二九一号)
同(大分県議會議長長岩崎貢)(第二二
九二号)
凶作をめぐる食糧対策に關する陳情
書(大阪商工会議所會頭杉道助)(第
二二九三号)
食生活改善に伴うパン食推進に關す
る陳情書(東京都渋谷区千駄ヶ谷四
ノ六百四十番地パン食推進期成同盟
浅香忠雄外七十二名)(第二二九四
号)
農業委員会に対する補助増額に關す
る陳情書(農業委員会岡山県協議會
長松尾智猛外一名)(第二二九五号)

積寒關係予算の大幅増額等に關する
陳情書(広島県甲奴郡階見村長富永
天)(第二二九六号)
本年度稲作病虫害防除用農薬購入費
等に対する国庫補助の陳情書(静岡
県町村議會議長會長齋藤邦雄)(第
二二九七号)
農産物検査機構整備に關する陳情書
(京都市京都府經濟農業協同組合連
合會會長理事田中順吉外二名)(第
二二九八号)
鹼檢定法規改正に關する陳情書(東
京都千代田区大手町二丁目八番地ノ
一第二回全國農業協同組合大会実行
委員長岡村文四郎)(第二二九九号)
農林省茶原種農場地方移譲反対の陳
情書(鹿児島県枕崎市及川辺郡町村
協議會會長長坊之津村長井正雄外八
名)(第三〇〇号)
治山、治水対策の實施促進に關する
陳情書(静岡県町村議會議長會長齋
藤邦雄)(第三〇一号)
を本委員会に送付された。
本日の會議に付した事件
理事の互選
小委員及び小委員長の補欠選任
農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第四四号)
開拓融資保証法の一部を改正する法
律案(内閣提出第四五号)
農産物検査法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五〇号)
砂糖に關する件
○井出委員長 これより會議を開きま
す。
この際理事の補欠選任についてお諮
りいたします。委員の異動に伴いまし
て理事が一名欠員となっておりますの

で、その補欠を委員長において指名い
たしたいと思ひますが、御異議ありま
せんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○井出委員長 御異議なしと認め、從
前通り川俣清吉君を理事に指名いたし
ます。
○井出委員長 これより去る二月二十
三日本委員会に付託となりました、内
閣提出、農産物検査法の一部を改正す
る法律案を議題といたし、審査に入り
ます。まず本案の趣旨について政府の
説明を求めます。平野農林政務次官。
農産物検査法の一部を改正する法
律案
農産物検査法の一部を改正する
法律
農産物検査法(昭和二十六年法律
第四百四十四号)の一部を次のように
改正する。
第三十一条に次の一項を加える。
3 第一項の手数料の納付は、省令
の定めるところにより、農産物検査
印紙をもつてしなければならない。
第三十一条の次に次の一項を加え
る。
(農産物検査印紙の売さばき人)
第三十一条の二 農林大臣は、農産物
検査印紙を売さばきの必要に
資力及び信用を有する者のうちか
ら農産物検査印紙の売さばき人
を選定し、農産物検査印紙の売さば
きの業務を委託することができ
る。
2 農産物検査印紙の売さばき人
は、その業務を行うため、農林大
臣の定める場所に、農産物検査印

紙売さばき所を設けなければならない。
3 農林大臣は、農産物検査印紙の
売さばき人に対し、第一項の規定
により委託した農産物検査印紙の
売さばき業務の取扱につき、省令
の定めるところにより、売さばき
手数料を支拂う。
4 農産物検査印紙の売さばき人の
選定に關し必要な事項は、省令で
定める。
附 則
1 この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。
2 印紙をもつてする歳入金納付に
關する法律(昭和二十三年法律第
四百四十二号)の一部を次のように
改正する。
第二條第一項但書中「保険料を
納付するときは、」を「保険料を納
付するときは及び農産物検査法(昭
和二十六年法律第四百四十四号)第
三十一條第一項の規定により手数料
を納付するときは、」に、同條第二
項中「及び日雇労働者健康保險法
第三十一條第二項に規定する日雇
労働者健康保險印紙を、」日雇勞
働者健康保險法第三十一條第二項
に規定する日雇労働者健康保險印
紙及び農産物検査法第三十一條第三
項に規定する農産物検査印紙に
改める。
第三條第一項中「指定する郵便
局において、」の下に「農産物検査
印紙は、食糧事務所又は農産物検査
印紙売さばき所において、」を
加え、同條第二項中「郵政大臣
が、」の下に「農産物検査印紙の売
さばきの管理及び手続に關する事

項は、農林大臣が、」を加える。
3 農林省設置法昭和二十四年法律
第五百三十三号)の一部を次のよう
に改正する。
第四條第四十九号の次に次の一
号を加える。
四十九の二 農産物検査印紙を
製造し、發行し、及び売りさ
ばくこと。
第四十六條中「第四十九号」を
「第四十九号の二」に改める。
第四十八條第五号の次に次の一
号を加える。
五の二 農産物検査印紙の製造、
發行及び売さばきに關すること。
○平野政府委員 農産物検査法の一部
を改正する法律案につきまして提案理
由を御説明申し上げます。
御承知の通り農産物検査法に基づく検
査においては、政府に賣渡する米穀
第一のものの検査の場合を除いて
は、所定の検査手数料を徴収すること
になつており、その手数料は、収入印
紙を検査請求書に貼付して納付せしめ
る定めになつてゐるのであります。
しかるに農産物検査法の施行以來二
年有半の経過にかんがみますに、こ
の方法によるときは、受検者に対して
不便が多く、かつ、検査手数料収入の
確保上にも制度的に多少の欠陥のある
ことが認められるのであります。
なお、現行の農産物検査法において
は、検査済み品に対して封緘としての
措置について何らの規定がないため
に、検査済み品に対する不正行為及び
空包装の不正使用が行われるという現
象が生じ、公正な取引が若干阻害され
る事態を見るのであります。

以上の点にかんがみ、農産物検査手数料の納付を容易にし、検査手数料収入の確保を期するとともに、あわせてこれらの不正行為を間接的に防止するため農産物検査法に所要の改正を加えることが適当であると考えまして、ここに農産物検査法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第であります。

次に本法案の骨子につきまして御説明申し上げます。まず第一点といたしましては、農産物検査手数料の納付は、新たに農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙をもつてしなければならぬこととした点であります。第二点は、農林大臣は、農産物検査印紙の売りさばき人を選定してその売りさばきの業務を委託することができるとし、これに対して省令の定めるところにより売りさばき手数料を支払うものとした点であります。第三点といたしましては、以上に伴う関係法令の改正として、農産物検査印紙の売りさばきに関する規定を設けるため印紙をもつてする歳入金納付に関する法律に、及び農林省に農産物検査印紙の製造、発行、売りさばきの権限を追加するため農林省設置法に、それら、所要の改正を加える点であります。

以上簡単であります。提案理由及び法案の骨子の概要を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び開拓融資補償法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたし、審査

を進めます。両案につきましては、前に提案理由の説明を聴取いたしておきますので、これより質疑に入りま

す。芳賀委員 金融公庫関係について質問を申し上げます。まず昨年度の冷害対策の一環として、公庫の出資を十七臨時国会において二十五億の金を見込んだが、これらの問題は昨年度の水害並びに冷害等の対策の一環として、地方における土地改良事業等に対して、国が一定の融資を行つてその事業の進捗をはかるというところの一つの目的があつたわけでありまして、これらの使命を持つた公庫の融資は、現在においてはそのような状態に消化されておるか、その内容について一応御報告を願いたいのであります。

○小倉政府委員 冷害関係の土地改良その他いわゆる臨時救済施設等についての融資問題の御質問でございますが、これはまだ今のところ公庫の貸付をいたした部分はごくわずかでありまして、大体計画がきまつて実施に移しておられますので、近く完了するのではな

いかと思ひますが、ただいまのところきまつておるのはわずかでございます。

○芳賀委員 いまだ決定しておられないという理由は、本資金を借りる希望が比較的少いというような傾向でありませ

るか。【委員長退席、吉川委員長代理着席】

○小倉政府委員 希望が少いということではありませんが、希望は非常に多いようでありませ

○芳賀委員 そうすると、希望が非常に多いのにもかかわらず、この配分等

の手續が進んでおらぬというのは、どこかに重大なる支障があつてそういうことになつておるのですか。

○小倉政府委員 この元の仕事の関係におきまして、助成の部分等の限別割当といつたようなものがきまりましたのが昨年暮れ近くなつてからでございますので、それがきまりまして計画が立ち、融資ということになりますので、公庫の貸付の決定という段取りには実はまだ至つておりませんけれども、仕事の実態は進んでおるものと存じます。

○芳賀委員 そういたしますと、その間の災害復旧等の関係もありますので、正式に公庫の資金が融通されるまでの間は、何らかのつなぎ融資的なもので、現地においては処理しなければならぬような事態が生じて来ると思ひますが、そういう点に対しては遺憾のないような態勢が講ぜられておるかどう

うかという点も承知しておきたいのであります。

○小倉政府委員 災害復旧につきましては、これは災害が起きて、まもなくつなぎ融資等の措置をやつております。

○芳賀委員 災害に対するつなぎ融資の関係は、これはごく短期に限定されておるので、復旧をやる場合においてつなぎ融資に一応依存して、そうしてこれらの償還年次の長い融資に切りか

えるような場合において、北海道等において、一部つなぎ融資をすぐ返済に

おいて、一部つなぎ融資をすぐ返済に

○小倉政府委員 北海道につきましては、そのいろいろな事情が多いということは実はよく存じませんが、具体的な事情をよく取調べまして、不都合のないよう

にいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 さらに本年度は九十五億の出資をするということになつておるわけでありまして、今年の場合におきましては、農林関係の予算が非常に大幅に削減されておられて、特に土地改良事業等、食糧増産の面に対する融資の場合においては、補助率等は非常に削減を受けておるわけでありませ

○小倉政府委員 今後は土地改良であるとか、あるいは耕土の培養事業等を行う場合においては、国からの補助額が非常に少い。しかしながら地方の意欲というものは、そういうような事業を既定の計画通りに進めて実現させたいというような考え方で進むわけでありませ

○小倉政府委員 結局現実の段階においては、農家の土地改良をやるといふみずからの力というものが非常に弱まつておるのであつて、そういういたしますとどうして

○小倉政府委員 多分に依存して行かなければならぬということになるわけでありませ

○小倉政府委員 農林省の補助額の削減、あるいは農業改良普及事業等に対して、相当国の支出の面で圧縮を加えて行くという場合においては、当然これらの金融措置にたよらなければならぬということになつて行くわけ

○小倉政府委員 十分この公庫の融資の面で九十五億というものが、国のそれらの消

○小倉政府委員 土地改良その他公庫の融資の対象となつておりますような事業につきまして、国庫助成のござい

○小倉政府委員 助成の金額、あるいはそれによる事業の分量が、必ずしも計画通りのことになつておらないことは御指摘の通りでございます。従

○小倉政府委員 公庫の資金が増大されて、若干でも金融でまかない得られる分がございませ

○小倉政府委員 御指摘のよう

○小倉政府委員 公庫の資金自体も、昨年と比べて必ずしも十分でなく、全体額から申し

○小倉政府委員 公庫の資金から申し

○小倉政府委員 公庫の資金から申し

○小倉政府委員 公庫の資金から申し

において支出する費用が減少しておるといふ場合においては、どうしても金融措置等において、これらを補つて行かなければならぬわけでありまして、これも、今局長の御説明によると、この融資の措置においても非常に消極的であるといふことをみずから表明されておるわけでありまして、しからばこのようないふ公庫の資金の中において、本年度はたして何を重点的にやつて行こうとするか。この表にも一応数字の配列が行われておるわけでありまして、それらの点をもう少し正確に説明してもらいたいと思うのです。

○小倉政府委員 お手元に御配付いたしました法案関係の資料の一ページにございますが、これについて若干補足いたしまして御説明にかえたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、二十九年度の資金は、昨年度と比べて、昨年度はもちろん冬霜害、冷害等のこともありましたが、若干減つております。従つて二十九年度の考え方といたしまして、全般的には昨年度の事業分量の八五割といふことに一応圧縮をしてみたわけでありまして、しかし各項目をそういうことで圧縮するといふことではもちろんいけませんので、お話のような重点的な項目といふことで、一つは土地改良、これは昨年より増額といふことは参りませんでしたが、これも、できるだけ昨年度にいたしたといふ試みをいたしました。それから漁船につきましては、これは特別の法律も公庫法の改正ができましたので、そういう趣旨もございまして、特別にこれは新しい事業がふえた、こういうことでございまして、十億余り増額をいたしております。それから電気導入

でございまして、これも北海道初め、その他各地方から要望が非常に強く、相当増額をいたしたい趣旨をもちまして作業いたしましたのでありますが、結果としては、一億でございまして増額をいたしてあります。それから営農改善施設といふように出ておりますが、これは中味は農機具その他堆肥舎等の施設でございまして、そのうち農機具の共同利用を推進するといふ意味におきまして、これを若干増額いたしてあります。お話をうけた重点と申しますれば、以上のようなことで、一応の計画をいたしておるのであります。

○芳賀委員 今年の融資の計画の中に、たとえば共同利用施設等の融資が行われるわけでありまして、共同利用施設といふ考え方の中において、今後農業の共同利用あるいは共同施設といふような形態を、できるだけ効率的に高めて行くような一つの経営形態を打ち出すといふことも必要ではないかと思ふわけでありまして、そういう場合における共同利用施設の範囲といふものは、今まで通りのようなく内において行ふ考えであるか、あるいはまた解釈を拡大して、これらの点も共同利用施設の対象にするといふような新しい意図をお考えになつておるかどうか、そういう点につきまして御説明願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 農業に關する共同施設について新しい考え方があるかといふお尋ねでございまして、本年度当初の計画といたしましては、農業に限りませんけれども、若干新規の共同利用といふことも考えておつたのでございまして、先ほどからもお尋ねのありますように、全体の資金は、

がきゆうくつなものでございまして、新規の項目をふやすといふことは、二十九年度といたしましては差控えておるのであります。ただ具体的に新しい仕事は全然できないかと申しますと、必ずしもさやうでございませう。たとえば営農改善施設といつたやうな項目で、昨年度は堆肥舎とか、あるいは農機具とわけてありましたが、を一括いたしまして、そこに運用上の弾力性のあるようにいたしてあります。それからまた共同施設その他のわくでございまして、これも昨年度より多少減つておりますけれども、全体の関係から言いますれば、ほぼ昨年同様のわくを保留いたしておきまして、九億四千万円のわくをもちまして、お話のような特別に必要な共同施設がございまして、考慮できるようにいたしてあります。

○芳賀委員 たとえば一例を申し上げますと、農産物の価格安定法の関係を持つわけでありまして、かんしよとかばれいしよを澱粉に加工するやうな場合において、あるいは町内の協同組合であるとか、部落組合等において一つの共同化された施設を持つといふやうな施設の資金等に対して、共同利用施設といふやうな解釈のもとに、相当積極的な融資等が行われるものであるかどうか。これはやはりそういうやうな共同利用施設を持つことによつて、原料生物をできるだけ加工して、そして農家経済を少しでも充足するといふやうなことを促進させるためには、非常に効果的な意義を持つた資金といふことになるのであらうと思ひますが、これらの点に対してお考えがあれば、この際聞かしてもらいたいと思ひます。

○小倉政府委員 今お尋ねのように、これまでといたしましては、澱粉でございまして、あるいは果実の加工でございまして、か、そういうたいわゆる農村工業といたしまして育成すべきもの、あるいは将来見込みあるもの等につきましては、これまで融資の措置を講じてあります。二十九年度といたしましては、農村工業といふ大きなわくはここに示してございせんが、従来もその他のわくの中でそういうものを見て参つておりましたし、そういう点につきましては、二十九年度も同じやうな考え方でも進みたいといふふうに考えております。

○芳賀委員 さらに公庫の運用の面に關係がございまして、都道府県に入ると、主として中金の支所あたりが公庫の事務を代行しているやうなことになるわけでありまして、資金の借入れ申請等を行うやうな場合に、審査等が非常に遅れて、公庫に申達される時期が相当遅延するやうなことがあるわけでありまして、これらは中金の地方における陣容であるとか、いろいろな關係があると思ひますけれども、こういうやうな非常に国家的な性格を持つた資金を運営する場合においては、なるたけ末端におけるところの事務が能率的に進捗するやうな態勢といふものは、ぜひとらるべき必要があると思ひますけれども、こういう点に対してはどのような判断をしておられますか。

○小倉政府委員 公庫の貸付の審査あるいは貸付金の回収等につきましては、お話のように中金それから地方銀行に委託いたしております。しかし大

部分八割余りの中金が實際上取扱うやうになつておられて、中金の業務のやり方がこの資金の貸付の状況に非常に影響して参りまして、非常に重要な意味を持つておるのでございます。そういう意味におきましては、中金に対していろいろ注文をいたしておるのでございまして、なおそのほかに本委員会でもかねてから決議のこともありましたやうな、信連への業務委託といつたやうなことも考えまして、できるだけ近い機会に実施をして参りたい、かやうなことでもたゞ具体的な検討をいたしておきます。この春あたりから、全面的ではございせんが、当然担当してよろしい部分につきましては、信連に委託をお願いする、そうすれば信連でありますれば、今度はまた郡程度に支所がございまして、地元の実情もよりよくわかる、従つて貸付の決定等についても、早く事が進むやうになるといふことも期待できます。あるいは貸付の後のめんどろを見るところといふこともよくできるやうになるかとも思ひますので、ただいまそういう方向で作業いたしております。

○芳賀委員 なお一点、農機具関係の融資であります。昨年度は農業機械化促進法が成立したわけでありまして、あの当時公庫からの融資の対象にするのは、自動耕転程度の農機具あたりを限度として融資するといふやうなお話もあつたわけでありまして、しかし地方によつては、自動耕転機以上に、もう少し規模の大きい、能率の上るやうな農機具の導入等も必要になつて来るわけでありまして、たとえば北海道等においてはジープ・トラクター程

します。

○平川政府委員 土地改良関係におきましては、もとよりわれわれの理想的な計画から申しますと、予算そのものが非常に減額をされておるのであります。従いまして、当初計画いたしました五箇年計画というようなものは、とうてい達成できないわけでありまして、ただ公庫の資金につきましては、予算とある程度うらはらになつておりまして、予算によつて補助金を出す、その仕事の自己負担分に対して融資をするというような建前になつておるわけでありまして、従つて予算が減少いたしました、それに伴つての自己負担分の融資も減つて参る。従つて事業計画は、減るわけでありまして、そういう関係になつておりまして、公庫融資の割振りといつたしましては、本年度予算に見合う数字としては、これで事が足りる、かように考えております。

○川俣委員 これはたいへんな御説明だと思つた。今までは、土地改良については大体昨年度を維持しておる、こういうような説明であつたのに對して、一般われわれからは、削減されておるのじやないかという不安でいろいろ質問をいたしておりました。しかしそのことはさておいて、きのうから改進黨、自由黨との間においてさらに予算修正が行われましたが、この裏づけについては、どのようにお考えになつておりますか。

○平川政府委員 この修正の分までは、実は考慮いたしておりません。そこでこの分については、さらに中で割振りをある程度考慮しなければならぬと思ひますが、公庫の出資額自体が減少しておりますので、全体として先ほ

ど御説明いたしましたような補助金に伴う分につきましては、今回の修正は考慮しておりませんけれども、貸出しの比率は一応従来の線を維持できると考えております。同時に、純粋に融資だけでやる仕事もあるわけでありまして、そういう面については、結局公庫の資金全体が圧縮せられました場合に、おきましては、やはり農地関係の方もある程度の圧縮はやむを得ないだらう。決してこれで満足というわけではありませんが、全体として昨年より非常に圧縮を受けておりますので、そういう純粋の資金だけでやる仕事についても、ある程度の圧縮はやむを得ない、かように考えております。

○川俣委員 今農地局長の答弁ですが、先ほどの答弁によると、これは政府の施策のうらはらをなすものであるから、その計画に伴つて資金わくができておる、こういう説明なので、もしもそういうことになりまして、今度修正せられる分については、当然融資のわくも拡大して行かなければならない。それが修正の本旨だと思つたのですが、そのように理解されおらないのですか。

○平川政府委員 それは予算がかわりますれば、それに應じてその部分の、それに対応するうらはらをなしておる自己負担の融資額については修正をしなければならぬと考えられるわけですが、ただ予算の修正がかりにありまして、それに伴つて公庫の出資分の修正がありまじと、全体のわくは動かたしまして、補助金に見合う分についてはこれにマッチするだけのものをつける。しかしそのしわはどこかほかの

方に寄つて行くと考えざるを得ないかと思つております。

○川俣委員 そうしますと、今度修正せられた意味が、他の部分でしわ寄せになつて、修正部分だけにうらはらとなつて、修正部分だけということになつて、修正の趣旨が没却されるのじやないかと思つたのです。修正案を出されようとする人々の意向は、私は十分把握いたしておりませんが、おそれる修正したというところは、当然これらのもも考慮されて、修正されたと私は理解するのです。少くとも農村に關係ある人々が修正案を出してゐるのでありますから、当然これらのものも増額を期待しておられるのだと、私はそう理解するのですが、あなたはそう理解されないのですか。そう理解した方がいいのじやないかと思ひますが、どうですか。

○平川政府委員 これは農地の立場から申しますれば、川俣委員のお考えのようにいたしたいわけでございますけれども、ただ予算の修正、補助金の方の修正と一緒にこの出資額の方の修正ができておれば、問題なく両方がちやんとマッチした案になるわけでありまして、補助金の方だけが増額になつて、出資額の方が増額になつておられませんと、やはり公庫の出資額全体の中で、農林關係の事業全体をにらみ合せての配分をせざるを得ないことになるのじやないか。その場合に農地だけが百パーセントの主張をしておるといふわけにも行かないのじやなからうかといふことを申し上げたわけであり

○川俣委員 これはおそれる将来明らかになつて来ると思ひますが、修正がミスでなくて、その予算修正に伴いまして、国庫の一般会計からの繰入れを落しておいたミスだと思つたのです。従つてその落したというところについては、是正を、政府として考えるべきじやないか。並びに予算修正に今や當らうといふ部分についても、同様な考え方、これは落ちておるのじやないかといふことが出て来なければならぬ。資金わくがきまつておるのだ、こういうふうにお考えにならないで、これらの予算修正に伴つて当然国庫のわくも、公庫のわくも拡大されて行くのじやないか、この点落ちておるのじやないかといふことが主張されなければならぬのじやないか、こう申し上げておるのですか、どうなのですか。

○平川政府委員 これは実は政府の方の提案というわけでありませんので、私どもはこの修正についてはもちろん何にも発言いたすわけに参りません。ただ修正の案があるということ、新聞紙等で拝見して、かりにああいう補助金の方面だけの修正があるとなれば、そういうことになるのじやないかといふことを申し上げておるわけであり

○川俣委員 これはこの程度にいたしておきますが、なお明日中に政府側においても考慮されるよう要望して、その点についての質問は留保いたしておきます。

次に林業についてお尋ねいたしますが、昨年貸し付けた造林予算が二十九年度分は半減されておりますが、この半減された理由が明確じやないもので、説明をお願いしたいと思います。

○小倉政府委員 林業につきましては、資金わくでございますが、これは前年度の四十億に對しまして二十九年度はその八割五分の三十四億ということにいたしました。この内訳につきましては、同じように八五割ということで行つた方がいかうかといふことを検討した結果、伐採調整の部分につきましては若干一般の削減率よりもゆるくいたしました。減らした方をゆるめた方がよくはないかといふことのために、造林の方が減つておるというかつこうになつておるのであります。

○川俣委員 今度の予算編成の大綱を見ますと、治山治水に重点を置いておるようでありまして、従いまして一般会計において昨年度よりも相当増額しておる部分は治山治水関係だけでありまして、それと即應いたしてないのはどういふわけですか。造林といふことは昨年よりも一般の会計においては増額されておる。いわゆる治山治水対策を重点に置いておる。ところがこの農林漁業金庫の資金わくは、去年の六億を今度は三億に半減しておりますが、これは政府の大綱と違つておるじやないですか。

○小倉政府委員 治山治水といふことになりまして、伐採調整もやはりそういった意味合いを持つておるかと思つたのでありますが、造林のわくを狭めまして他の方にむしつておるというところにつきましては、これまでの貸付の実績等も参照いたしましたのでありまして、造林の方よりもむしろ伐採調整という面の資金の需要が非常に旺盛であり、またこれにある程度こたえることが必要であるといふことをもちまして、きよな配分をいたしたのでありまして、造林を特に軽視したといふことでは必ずしもないのであります。

○川俣委員 次に冷害対策についてお

尋ねておきます。これは昨年度で打ち切られて、二十九年度は資金わくを持つておられないようでありますが、災害対策と違ひまして冷害は、将来の冷害を防ぐということが冷害対策の根本であると思うのです。過ぎ去った冷害を防ぎ得るものではないので、また復旧でもないでありますから、将来の冷害を除去するということが目的でなければなりません。従つてそのために土地改良が行われたり、あるいは耕種改善が行われるのでありますが、この冷害対策をゼロにしたということは、冷害の根本的な考えを没却せられておるのではないですか、この点ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○小倉政府委員 冷害につきましては、対策であります。これはもちろん御指摘のように、土地改良を初めその他各般の施設が冷害対策上恒久的になされるという理解をすれば、さように理解が当然であるのであります。特別に恒久対策といつたしまして冷害という特別のわくを一体設ける必要があるかどうかということになります。これまでの土地改良その他の施策でやつて行ける面がむしろ多くはないかと思ひます。臨時応急の対策としての冷害対策、それに見合う資金の問題として昨年だけ特別に掲げたのでございまして、土地改良等によりまして、冷害対策の部門につきましては、これは普通の土地改良の資金でもつてやつていただくというふうには考えておるのであります。

○川俣委員 冷害対策として去年取上げられて、この資金わくが非常におそく出たというためと、もう一つは降雪期に入つたというふうなことから、事業わくを相当小さくして冷害対策が見積られて使用せられておると思うのであります。従つて継続的に、資金わくを相当縮減されてここにおいては決定せられておると思うのです。従つて来年度においては、継続する目的で事業が行われておる場合が多いと思うのですが、そういう例を全然お考えにならないか。中での事業から見まして、翌年に持ち越すように、かなりきゆうくつに融資が出ていると思うのです。あなたのおつしやられたのではそうだと思うのです。翌年度へ持ち越すということでは、解がついて資金わくができておると思うのです。それは前もつて完成すると思つて全部出ておりませんね、翌年へ持ち越すということになつておる。そのうすと去年の冷害対策の事業量は、また別の資金にかつて来なければならぬと思うのです。これは操作上實際問題としては非常に困難じやないか、その点はどうなんですか。

○小倉政府委員 二十八年度に考えております冷害対策としての資金わくは一応きめております。これは本年度に全部貸出しをするという建前で計画を立てておりますので、二十九年度には冷害対策の資金わくは別に設けておりません。ただお話のように、實際問題として二十九年度にわたる事業も認められようなことがございすれば、それに伴つて必要な資金がまたついて来るというふうなことになるので、仕事といつたしましては、二十九年度になりまして、冷害対策の資金の行くこととはあると思ひます。ただ計画として、そこまで、わくの中に新しい資金の需要があるということではございませ

んで、むしろ前年度の繰越しが二十九年度に使われる、こういう考え方で処理できるのじやないかと考えます。

○川俣委員 これは、局長は末端の事務をよく御存じないからじやないかと思ひます。そのわくが違ひますと、また書類をもう一回提出しなければならぬといふことができて来る。継続でありますとの書類が非常に簡単でありますことは、もう十分御了承だろつと思ひます。わくが違つて来るとまた書きかえて出さなければならぬので、たいへんな手数をかけると思ひます。が、そういう手数をわざ／＼かける理由はないのじやないですか。この總体のわくをい／＼拡大しなければならぬといふたら、また意見があるのではないやうが、その点はどうなんですか。

○小倉政府委員 二十九年度において特別冷害対策のわくといふものは、この表を見ると別にございせんけれども、残りのものをほかのわくにばらしてしまつて貸付の手続等をかえて行くという趣旨はございせん。これはお話のようにやはり冷害対策の資金といつたしまして、同じ考え方、手続で貸し得るような措置がでけると思ひます。

○川俣委員 できるとすればその指示なり何かをなさる予定でございませうか。これは実際に二十九年度になりまして、今度は冷害対策のわくがないので、今度冷害対策のわくがないので、あらためて他の項目に書きかえて申請しなければならぬという状態が起きているようです。また起きるような情勢です。これは前からの継続でございませうから、一定計画のうちでわくを履行した、こういうこ

とになつておるので、残額については従来のわくを認める、こういうふうな指示できないかどうか。

○小倉政府委員 これは御趣旨のように、必要がございませうれば指示をいたしまして、不便をおかけしないようにいたします。

○川俣委員 この際それではもう一点だけお聞きしておきますが、公庫の事務の経費ですね、これは予定よりもどうもだん／＼ふえて来るような傾向があるといふふう聞いておりますが、もちろんいろいろ／＼な物価高あるいは人件費等の増等が出ておる部分だけじゃなくて、最初の計画よりも大分事務費がかさんでおるようですが、この点どのような見解を持つておられましようか。

○小倉政府委員 公庫の事務費等につきましては、公庫の予算でもつて御審議願うのでございませうが、何しろ資金が毎年ふえて参ります。従いまして、貸付等の業務ももちろんのこと、すでに貸し付けました資金の回収といつたような業務も年々ふえて参りますので、どうしても毎年今のところは事務費がふえて参ります。従いましてそれに必要な経費ないし人件費が若干つはふえて参るといふことになつております。

○川俣委員 私のお聞きしておるのは、資金のわくが増大して参りますならば、それに伴つて事務費なり人件費が比例的に増額して来ることを否定しているのじやない、あなたの計画された以上に経費が増大しておるのじやないか、この点をお尋ねしておるのです。

○小倉政府委員 これは公庫の人件費、事務費等についても予算で御審議願つておりますので、その範囲内でやつております。多少流用といつたようなことはもちろん若干あるかと思ひますけれども、当初の予算を補正しなければならぬほど経費は増大はいたしておりません。

○中澤委員 救農国会でできた救農土木工事を、積寒地帯などでは、雪解けにかかつて春に全部完成しないのができて来る、予算は繰越しは認めるということになつておるのだけれども、春にたとえ二分なり三分なり着工しても、秋の収穫期をまつてやるということももちろん繰越しになるのだと思ひますが、念のためにちよつとそれをお尋ねしておきます。

○平川政府委員 予算額についてはそういう繰越しを事情によつて認めることにはいたしてあります。

○中澤委員 もしやむを得ない事情で、春着工できないやつも、實際問題としては出るかもしれないと思ひます。春着工できないが、しかし一応村で決定だけはしてある、それで県の方も認めて決定した、それで秋に全部工事をやる、こういう場合も繰越しを認めますか。

○平川政府委員 事情やむを得なければ認めるつもりでございませう。

○吉川委員長代理 残余の質疑は暫時保留いたしまして、この機会に肥料に関する小委員の補欠選任についてお諮りいたします。目下小委員が二名欠員になつておりますが、その補欠を委員長において指名したいと思ひます。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

うなもので、比較的均整に復帰させる方法もあるいは出て来ようと思ひますけれども、先ほど申し上げましたような事情もございまして、なか／＼市況を急速に安定させるというふうなわけに行かないのではないかと、うううに私は思つておるのであります。

○中村(時)委員 どうも話がピンと来ないのであるが、私の言つてゐるのは、ここであなを追究する意味じやない。こういう国民経済の上において、少しでも早く値下りをしてもらいたいという意味なんです。そういう意味において、お互いに協議をして一つの線を見出して行きたいがために私は言つてゐるわけです。

そこで私は、要するに製糖会社内部の問題と、もう一つは政治的な問題、国際的な問題、こういうふうなわけでお尋ねして行きたいと思うのですが、まず第一に、製糖会社がそういう国内的な、計画的なつり上げをやつてゐると思はれるかと思はれないか、それをひとつお伺ひしたい。

○小倉政府委員 私どもはそういう表立つたことはもちろん存じませんし、あるいはないと思ひますが、業界といひまして、内部的に自己の利益擁護のためにいろいろ考へることはあろうかと思ひますが、最近のような市況を維持するために業界が特段の措置をしてゐるということとはなからうと存じます。またそういうふうな考へておられます。

○中村(時)委員 そういう甘い考へでは砂糖の値上りをとどめることはできません。それじゃ例をとつてみましよう。たとえば今までの砂糖の販路経路というものは、あなたはもうううう

に考へてゐるのですか、その砂糖の販路経路をまずお尋ねしたい。

○小倉政府委員 その点は食品課長からお答えいたさせたいと思ひます。

○東辻説明員 製糖工場から、代理店と申しますか、特約店と申しますか、そういう元卸のような取扱ひ業者に参りまして、それから卸を経て小売に行かうか、かように考へておられます。

○中村(時)委員 今おつしやつたのは、まず製糖会社から代理店あるいは特約店に出て、そこから続いて一般の卸商に出てそれから小売業者に出るわけですね。そういうしますと、その間の契約ということが問題になつて来る。その契約以前と最近の値上りに伴つた質的な変化があり、あるいは期間の変化がある。そういう問題について調査していらつしやるかどうか、お聞きたい。

○東辻説明員 詳細な点については的確なことは承知いたしております。

○中村(時)委員 そういうふうな値を下げたいという意思が当局が持ちながら、そういう実際の根拠となつて行くようなものを詳細に知らないというのでは、値下りを何のためにやるのか、どこにてこを入れるのか、さつぱりわからぬやありませんか。そういう不見識な考へを当局が持つとすれば、この砂糖の値上りというものは絶対にとどめられないというものは、先ほど申し上げた通りです。それはこういうことになつてゐる。たとえば今までの契約は、製糖会社から卸業者に対して大体十日ない十五日間の契約でやつておつた。調べてもらひなさい。たとえば特約店が、十日ないし十

五日間の間の、価格の変動の危険性というものは、今までは自己負担にしておつた。ところがそれが最近の契約はかわりまして、三日間ない五日間ぐらいの短期契約になつてゐる。それはどういふことかと言つたら、短期契約をしてゐると、製糖会社から品物を出すと、その品物の値段に持つて来て自己のマジンをプラスしただけでけつこうもつかつて行く。しかもその三日ないし五日の間に今度は手持ちがなくなるので、価格の一つの安定点が出て来る。そういうふうな状態によつて現在契約をしてゐる。だから実際の販売価格に持つて来て自己のマジンをかければ、完全に自分は渡しておつてもできるということでは、最も危険性を持つて来るのです。なぜかと言つと、こういう裏面が出て来る。そういうふうな十九社の製糖会社が一つのカルテルを結んで価格協定をやつてごらんない。事実やつておられます。そうすると完全に卸業者、小売業者は、その理由のいかんを問はず、三日間ぐらいのものしか品物が出て来ないのですから、それにぶら下るよりほかにない。そうすると、その三日間あるいは五日間の市場操作に基いて次の価格の値を打つて来るわけなんです。あなた方はそれに對してどういふふうな考へてゐるのか。このカルテルというものは公正取引委員会の問題にもひつつかつて来るわけなんです。そういうことをあなた方当局者が知らないと言つて済まされるような状態なのかどうか。

○東辻説明員 その点につきましては、的確に調査をして参りましたわけでもありませんが、今中村先生のおつしやつたようなケースがあるいは起り

得るだらうということば、私承知いたすわけでありまして、もしカルテル、あるいはそういうたような談合行為と申しますか、製糖業者が価格をつり上げるというふうなことにつきましては、私もといたしまして、行政措置としてできる範囲でありますれば、そういうたようなことのないように勧告もし、また指導もして参りたい、かように考へます。

○中村(時)委員 そういたしますと、たとえば外貨の割当はあなたの方のところをやつて、それによつて実際の責任はもう終つたという考へ方にしなさい。あとは野となれ、山となれ、どうなるうかつた、そういう結果が出て来はしないでしょうか。そうすると、これがもしもカルテルであるといううことになれば、あなた方は一体どういう処置をとられるか。

○東辻説明員 そういうような事態があらますれば、公正取引委員会の方から適當な調査あるいは勧告等が出た、業界のそういう行為に対する禁止的な措置がとられると思ひますが、私どもといたしましては、そういうことについては、公取委員会の方との協力によつて、そういう事態が発生しないように努力いたしたい、かように考へております。

○中村(時)委員 発生しないようにと言ひましても、あなたの方は、たとえば片一方にだけ責任を持たせて、それができなかつたらかういふように話をすればいいやないかういふ安易な一つの責任感を持つてゐる。そういうところから実際の問題は出て来ない、値下りして来ない。ほんとうに一般の大衆というものは、砂糖の値上りという

ことが非常に極端に頭に来てゐると思ふのです。それに對してあなたの方は非常に安易感を持つてゐる。あなたの方がそういう感覚を持つたらば、当然公取委員会と話し合ひをつけて、そうしてどういふ操作をするか、事前にやるのがあなたの方の責任であり、義務であらうと思ふのです。ところが結果において、あなたの方はいつもそういう考へ方を持つて、しかもこれは、私たちが事前にあなたの方に危険性があるというところを指摘してゐるにもかかわらず、今こういうことになつた結果、まだほんとうの実情が出てないといううな無責任な行動について、あなたの方は、みずからの良識の上でどういふうに考へてゐるか、もう一度お聞きしておきたい。

○東辻説明員 根本的には、結局現在の旺盛な需要に對しまして、輸入される砂糖の到着が非常にまち／＼であつたり、あるいは計画通り入つて来なかつたり、特に最近におきましては、四月以降におきまます外貨の削減といううなことからいひまして、砂糖といううな、必需物資ではあります、消費財に對しましては、相当削減が行われるのではないかと、うううな思惑が出てゐる。それが現在の価格に對しまして相当大きな影響を及ぼしてゐるのではないかと、かように考へてゐるわけですが、少くとも農林省の立場といたしましては、できるだけ需要量に見合ふ輸入を確保するということによりまして、現在の価格というものを安定させて参りたいというふうな考へておるわけでございます。

○中村(時)委員 今私の言つてゐる質問を、ほかしてほかへ行くようにして

いる。しかも課長ともあろう者は、びしやつと一つの焦点を合せておいてもらわなければしょうがない。輸出リンクの問題とか外貨の節約の問題とかを言っているのではない。今言っていることは、業者間におけるところの計画的な値上げの問題を取上げて言っている。それにほかのものが関連してどうなつたということを言っているのではない。その一つ／＼を詰めて行くのですから、そのつもりで御答弁を願いたい。それに対して今言つたように、たとえばこういう一つのカルテル的のものが出来る、その出る前提はもうわかつておるのです。あなた方はわかつておるながらごまかしておるだけだ。それで公取なら公取との間にあなた方が協議体を持つて、ただちにこの問題を摘発するなりあるいは調査をする、その具体性をお尋ねしておるのです。

○東辻説明員 具体的の措置をいたしましては、今どういう措置をいたさなければならぬかと思ひますが、もしそういう事態が発生するという事になれば、当然私もいたしまして、行政としてできる範囲のことでありまして調査も、またそういうようなことのないように指導して参りたいと考えております。

○川俣委員 関連して、今の答弁を聞いておりましたに思ふのは、中村委員から発言せられておる様に、もうカルテルの方向が現実には現れて来ているのではないか、これをお認めになるのかお認めにならないのか。現在の取引の状態がカルテル化の方向に進行しておる、現にそれが現れておる

というものを否定されるのですか、否、定されないのですか、この点を局長はどういうふうにお考えになるか。

○小倉政府委員 実は私、製糖業のそういう内部の問題というのか、外貨の割当からあとの問題になりますと、直接関係しておりませんので、ちよつと回答しにくい点があるものであります。たださつきから中村委員がお尋ねのうなことは、これは往々にしてあり得ることではございませんが、現在あるかないか私断言はできませんが、せつかくの御指摘でありますので、至急私どもの方でも、そういう点から業界を分折いたしまして、必要な方面とも連絡をし、必要な措置をとることはやつて参りたいと思ひます。

○川俣委員 いろいろな業界の新聞を見ましても、カルテル化の方向にあるといふことは業界自体が否定してない。業界一般が否定してないのに、役所だけがまだはつきり把握できないと言われるのは、明らかにこれは行政として欠陥があるのではないかと思ひます。局長にはこれ以上聞きます。人はカルテルの方向をたどつておるというのをみな認めておるのですが、行政官庁だけはこれをお認めにならないのですか。あなたお認めになつておるような答弁ですが、どうですか。

○東辻説明員 そういうような事態があるといふことは、私新聞で見たことでもございしますが、具体的にどういふ行為がそれであるかといふことになる。非常に微妙な問題でございしますので、はつきりそういう点を現にやつておるかどうかといふ点については、私どもの確には承知しておらぬわけござ

いですが、そういうような事態が発生することもあり得るというところは考えられるわけでございます。

○川俣委員 これは政務次官よく聞いておいてほしいのですが、砂糖行政をやつておる者は、どういふ取引状態にあるかといふことを知らずに行政はできないのです。現にどんなことが行われておるかといふことを、そんなことは新聞でちよつと見たことはあるが、どんなことかわかりませんといううなことは、砂糖行政はやつて行けません。そういう点があるからつり上げられたり操作させられたりするわけで、業界ではそういう盲点について操作をするのです。そうお思ひになりませんか。

○平野政府委員 今の輸出の内容をよく承知いたしませんので、御趣旨がはつきりいたしません。砂糖の問題につきましても、御説の通り、今までのやり方については、この際相当検討を加える必要があるといふことを痛感しておるわけでございます。目下経済審議庁を中心として、外貨の割当その他の関係について部内で協議いたしておるわけでございます。近く何らか抜本的な対策を立てたいといふことで進めておるわけでございます。私個人の考えとしては、やはりこの際、砂糖については政府の一手買取り制をやるといふような方向に持つて行くことが妥当ではないかといふことを考えておるわけでございます。

○中村(時)委員 あなたは自由党の政務次官でいらつしやるので、ちよつと幸いですがお聞きしたいのです。先ほどから私の質問しているのは、製糖の問題は、国民生活の安定といふか

ら、お互いに少しでも砂糖の値下げをしたいという気持で話合つてゐるわけですか。その点御解のないように。

そこで、たとえば今まで農林省に、この業者側が一つのこういう線を出しておる。輸入制限の問題、あるいは月の割当、こういうような問題で盛んに農林省に陳情しておつた。これは経済局長も認めておる。やうやうぬは別ですよ。ところが実際はその問題が現実に出て来て、砂糖の値上げが出て来た。そこでその販売ルートなり、あるいは機構なり、そういういろいろ／＼なものをお尋ねした。お尋ねしたところが十分な調査ができていないという。値段の原価計算の問題もありました。農林省では、安定価格と称して六十

二円だかにやつておるといふ話も聞きました。ところが、そういう実際の調査ができていない。ところが実際の製糖となるという行かぬ。将来の見通しをもつてこういうことが起るであろうという推察のもとに、あらゆる手段なり方法をとりとれるのが私は職務であらうと思ふ。ところがそういう責任なり職務をちつともとらずにおる。でさうした結果においてこれをどうしよう、ああしよう、ここが悪かつたからこうしようという問題ではないかと思ふ。昨年の暮れから砂糖の値上げの問題は起つてゐる。要するに病人になつてからいやどうだこうだといふよりも、平素が大事です。平素が大事なのはちやんとわか

つてゐるのに即刻手を打たなかつたという責任、あるいは実際の行政官庁がそういう調査を怠つてゐるという責任、これに対してあなたはどのような責任を感じられますか。

○平野政府委員 いつも突然のお呼び出しで、実は今までの経過はよくわかりませんが、ただいまの御質問によりましてよく御趣旨のほどはわかりましたので、お答え申し上げます。が、確かに今日に至るまでの政府の砂糖行政については、若干計画性を欠いておつたという点はあると存じます。これはいわば終戦後の日本経済の復興をはかるためには、やはり自由ということと原則としてやつて来たということにおいて、非常にその点は効果があつたわけでございます。しかしながらやや行き過ぎの点もあるわけであつて、それがために政府といたしましては、この際ある程度の計画性を与えると思ひます。そういう趣旨からいたしまして提出をして御審議を願つております。来年度の予算案につきましても、緊縮方針をもつてやつておる、こういうことにおいても御了承いただけると思ふわけでございます。従つて自由党政府といたしましては、必ずしも手放しの自由経済を標榜しておるわけではないのであつて、必要に応じてそれそれ計画性を持つて行くということについては、ただいま御審議を願つております。また近く御審議を願つても、そういう方向に行つておるわけでありまして、従つて砂糖については、確かに今までの外貨の割当などにつきましては、工場の設備能力に依じてやるというふうな方式でありましたが、ために、現在の段階が非常に過剰設備に陥つておる、こういうことでございまして、従つてこの際これについては検討を加えて、やはり設備のこれ以上の拡張を防止する措置を講じますと同時に

らしいです。ならば、非常に高騰いたしてありますが、これによつて政府が利益を得るような場合においては、これを食生活の改善とかその他の面を通じて、国民のために公正な方向にこれを持つて行くということが必要であるというふうに感じておるわけでございます。この点は今までの政府のやり方につきましても、相当研究をすべき点があることは認める次第でございます。

○中村(時)委員 政務次官しつかり勉強してください。設備の問題を今お話ししましたが、現在の設備は一体幾らくらいあると思うのですか、ちよつとお尋ねします。

○平野政府委員 はつきりしたことは事務当局がお答えを申し上げますが、二百五十万トン程度になつておるのではないかと思ひます。

○中村(時)委員 二百五十万トンの設備をもつて実際の計画は百万トンの計画を立てている、この食い違いはどういうわけなんです。百五十万トンからの食い違いですよ。

○平野政府委員　それは先ほども申し上げましたように、終戦後の日本経済を復興するために国民の自由な意欲を伸ばす、こういう面から指導奨励をしましたがためにそういうふうに伸びて行つたわけで、これは砂糖に限らず全般にそういう傾向がございまして、この点は日本経済の復興に大いに資する

○中村(時)委員　それは大きな考え方の相違です。というのは百万トンの輸入をしようという、これは消費量から問題が出て来ますからあとに譲りますが、百万トンの輸入を計画しておつて、それさできかねるという状態において、国内的には百五十万トンというような設備を与えて、その設備資金をここに寝かせておくんで、この資金をここに寝かせておくんです。設備資金をそれだけ寝かせれば、これはあとでお話しますけれども、当然

これは銀行なら銀行から借り入れて来る、この到子だつて膨大なものになつて来る。たとえば月別二十億なら二十億の砂糖消費税の問題もかけて、そういう線から今まで銀行が金を貸し付け

ておる。それが設備資金になつて来る。これがほんとうの活動をしないうとなれば、これは寝かしておくということになる。そうするとあなた方の自由

そこで次に来る問題は、そういうこ
うとされておる。欠点はよくわかりま
す。

とをなせやつたか、このことをお考えになつておりますか。なぜやつたか、こういう放任なことがどん／＼起つて来たのは、なぜこういう状態が起つて来たかといふことを一言お聞きしたい。このことをお考えになつたか。なぜやつたか。なぜこういう放任のことをなせやつたか。なぜこういう状態が起つ

と申しますが、若干そこに行き過ぎた
というと語弊があるかもしれませんが、
そういう点があるということは認めて
おるわけであります。従つてすでに設
備の拡充については、これをストップ
するような措置を目下講じておるわけ
でありまして、この際合理的な調整を
いたしたい、かように思つておるわけ
であります。

○中村時(委員) えらい責任を国民に
かぶせておいて、自由々々と言いま

が、自由でなくなつた現象がこれなんです。というのはたとえば設備資金を銀行から貸すでしょう。設備資金を貸しますとこれによつて設備をつくる。そうすると借りた金は返さなければなら

らなめとなると砂糖の値段が安かつた
ら返す到潤が出て来ない。これだけに
対してこれだけの幅の到潤をとるとい
うことは当然ですよ。これはしろうと

が考へても当然です。そこでその幅の
 到潤をどうとるか。今度は銀行の独占
 資本と業者が結託しなければならな
 い、結託しておいて今言つた砂糖の値
 上りの方向をその銀行が持つというこ

となる。そういうふうにあなたはお考えになりませんか。これはすぐわかかつて来る。これに對して、もしそうお考えになるならば一体どういう手を打つか、それを一言お尋ねいたします。

○平野政府委員　その点は御指摘の通りに考えておりますので、すでに工場の拡張の措置についてはこれを停止す

ですが、あなたは自由放任の結果この欠陥が出て来ているという説明だけれども、戦後自由党の自由放任の結果なき過ぎが出て今日の状態が出た、こういう説明ですが、これは非常に現状の把握が十分じゃないと思います。これは一種の統制をしている。設備能力に応じて配分をしているという統制をしている。戦時中の一番最初の統制は、平野次官御承知の通り資材統制、それから原料の配給割当、こうなんです。

結局あなた方は自由放任だと言うけれども、設備に応じて配分しておるといふことは一つの統制なんです。いい悪いは別ですよ。だから放任しているののではない。形式は放任だと言いが

ら、官庁が法制によらない統制をして来たところに一つの欠陥がする。これは行政上の欠陥です。法律上の欠陥じゃない。権限がないのかかわらない。

ず、権限をもつて行政権を極度に利用した結果生れて来た責任なんです。これを意識されませんか、どうですか。政府は放任していると言うけれども、行政の末端で統制して来た。これを

認めにならないのですか。

○平野政府委員　お話の通り外貨の制当実績、もちろんありますが、主として設備の能力に依じてやる、こういう統制方式をとつておつたわけでありますして、それがために勢い外貨の割当てを得るために競争的に必要以上に設備の拡充をするということが今日の現状

たところが今は外貨の割当てを説き、能力に應じて割当てた結果こういうに無計画な膨大な設備になつた。やはりこれは統制というものであれば法律に基いてやる事が一番必要なことであります。これは議論として残しますが、ところがあなたは放任しておいたと言ひながら、行政の末端がこういう割当てをして来るところにこういうような大きな欠陥が出て来る。この点をお認めになるか。どうもおかしいで

すよ。前は放任だと言う。これを是正して行く場合に、どこに欠陥があるかというをよく見なければならぬ。放任の結果こういうふうに出て来たのか、末端が十分理解をしない

制をやつたために出て来たのか、この点をはずきり把握しなければならぬと思う。こういうような状態が現にカテルの方向に向つてゐるわけなんで

す。この点カルテルの方向に進行して
いるのではないですかということを問
いている。それは調べなければわから
ない、調べなければわからぬように
将来の対策は立たないですよ。現に抑

握していなければならぬはずですが、
 どうですか、これは。

○平野政府委員　今現況がカルテルの
 方向にあるではないか、こういううち
 尋ねの点につきましては、業界の実態
 をよく調査をいたしましてお答えを
 いたしたいと思います。要するに政府
 いたしましては、現状においては砂糖

の価格を低落せしめて、もつて公正な取引を期するという点においては欠陥があるというふうに考えますので、目下これの根本的対策を研究して、よりな次第でございまして、先ほど申し上げました自由、統制という問題については、これは今までのやり方が、輸入についてはこれはもちろん統制方式をとっているわけで、ただこれを精製をして国内の取引は自由になっている。こういうことのためにいろいろ誤解も生ずると思うわけで、その点中途はんば形になっているわけで、そこにいる／＼の問題があると思つたわけでございしますが、要するにたゞたびたび申し上げますように、早急にこれについての適切な対策を立てて御審議をお願いしたい、こう思っているわけでございします。

○川俣委員 そこで政務次官にどうしてもこれはお聞きしなければならぬと思つたのですが、輸入外貨割当等によつて／＼な利益を得る人がある。そうすると一方においては、昨況が非常に悪いために農家の農家がもうかるんだから、分散度を見なければならぬ。わざ／＼学者を勞して分散度というものを考えさせる。その方面では相当勉強するけれども、砂糖の面では、現実の非難が起つているのに何も研究してない。現に業界の状況はカルテルの方向に進行している。現にそういう取引が行われているということは否定できない。それを調査しなければわからぬというふうなことは、行政が十分行われているとは思われないのです。あなたは同じ所管です。この点についてもつとどうですか、あなたの方の監督というか、首脳部の意向とい

うものが末端に徹底しておつたのかい。ないのか、もし徹底していなかつたとすればどういふような処置を将来とるつもりかどうか。この点もあわせて伺いたい。

○平野政府委員 先ほど申し上げましたように、そういうお話のような状態にかんがみまして、目下対策を研究いたしている、こういう段階でございします。

○中村(時)委員 それでは結論はそれくらいにいたしまして、設備問題ですけれども、一言だけ言つておきます。あなたは二百五十万トンと言いますけれども、よく帰つて調べてください。二百五十万トンありません。それだけ言つておきます。それは事務当局の方、一体何トンぐらいの設備なんですか。この前あなたが発表した通りですか。

○東辻説明員 九月末現在で大体百八十万トンないし百九十万トンぐらいのようであります。

○中村(時)委員 そうしますと約六、七十万トンの大きな食い違いを政務次官はやつているのです。だからそういう点をやはりしつかり把握しておつてもらいたい。これはほんとうに思うのですよ。私たちのできることならいくらでも協力しますから。

そこで次の問題に移つて行きたいと思ひます。製糖工業が昨年の六月から一箇月の溶糖量を大体決定している。これは昨年の七月にすでに経済局長に話をした。またあなたもよく承知の上の事です。それに對してその当時は相当量のものがストックがあつたので市場価格ではあまり影響しなかつた。ところがその後におけるところ

の、今度初めて輸入制限という問題が起きて、その輸入制限の溶糖について計画化をしたいという陳情がこの当時から農林省を中心に活発に動き出した。それは政務次官御存じですか。どうですか平野さん。

○小倉政府委員 これは政務次官御存じかどうかというお尋ねなのですか。私からお話しするのは非常におかしいのでございしますが、業界からの陳情を受けたことにつきましては、あるいはこれは政務次官が政務次官におなりになる前のことももしれませんから、おそれくこれは行つてないのじやないかと思ひますが、とすれば主としてこれは食糧庁の關係があるいは主ではないかと思つております。

○中村(時)委員 もしも、そういうふうに——こそ——話をせんとよく聞いてとつてくれ、局長の問題がよく出て来るのだから、局長はこの前の答弁にこつていう陳情があつたということを言明している。こういう陳情は何のためにやつたかということが非常に大事な問題になつて来る。一体その趣旨の裏面というものはどこにあつたとお考えになつて居るのですか。

○小倉政府委員 これはもう当時の事情から申しまして、価格維持をしたいというところから発足しておつたのだろつと思ひます。

○中村(時)委員 それはその当時の価格維持じやない。価格のつり上げだ。価格の維持と急騰とは意味が違いますよ。どうしてかといひますと、そういうストックを減小させて行つて、毎月の溶糖量で月々消費をまかなつて行くという考え方なのです。その現実の現われなのです。今度は今までやつて

おつたところのキューバ原糖から台湾原糖に切りかえられた。それと相加味しましてこの問題を取上げようというねらいを業者側が当初から持つておつた。それに對してあなたはどうかお考えですか。

○小倉政府委員 そういう事情は実は私も存じません。

○中村(時)委員 存じない、存じないと言つて、存じなかつたらよく調べ、まず先に／＼手を打つていただきたい。それはよく調べてください。これ以上私は申しません。

第三番目に製糖業者が精算市場で、あなたはこ入れをやつておるかどうか、そういうことをお考えになつたことがあるかどうか、それをひとつお聞きしたい。

○小倉政府委員 そういうことはございしません。

○中村(時)委員 ございせんと言つて、それではあなた方はちつとも調査してないといふことになる。公正取引委員会が昨年この問題を取上げて調査したのは、どこに原因があるか、そういうことも知らないか、知つておるかお聞きしたい。

○東辻説明員 取引所において製糖業者が普通の業者あるいは仲介を通じての売買は、当然やつておることはわれわれも承知いたしておりますが、特にそのてこ入れをやつておることは、調べて取引委員会がどういふ調査をしたかというところは、詳細には存じません。

が、取引委員会としてはそういうカルテル行為なり何なりがあるのじやないかといふことで、いろ／＼な事情を調査したことがあることは承知いたしております。

○中村(時)委員 そうすると局長は全然知らぬという。食品課長はよく知つておるというのですが、そういうことはあなたは、局長に報告する義務を持つておる。今後はよく局長と連絡を密にしてもらいたい。たとえばそれはこういうことなのです。清算市場に一般の会社がはうり出して行くのです。そして実際の製糖会社が月の当番まできめておつて、その当番が、割当をややつて来ると、買占めをやつていく。その買占めが製糖会社の名前を出さなかつたわけだ。そして公取がこれではいけないといふことで調べて行つた。調べて行つたら実際の名前が違つておつた。違つておつたら、それ以上追究するだけの決定権を公取が持つていないので、これをつかまえて調べることができなかった。それで公取がそのまま黙認した形になつた。そこでそういう推察がついておる、あなたも公取でそういうことをやつておつたといふことを御存じであつたならば、当然行政官庁として、そういう危険のないような一つの方針の打出しを当然考へておられるべきだ。そういう場合にあなた方は、一体どういふ手段をとられるかをお聞きしておきたい。

○東辻説明員 先ほどのてこ入れをしたことについて委員会が調査をしたかどうかといふことは、私詳細には存じておりませんが、一般的に製糖工業でそういうカルテル行為をやる危険性もありまふし、委員会といひましては、そういう点において、その事態について調査をやる、こういうふうには先ほど申し上げた次第であります。今のお話の通り、もしそういう事態で、取引委員会としてものはつくりした資料に基きま

して適当な措置をとらなければならぬ
いということになった場合におきまし
ては、私どももいたしまして十分委
員会と連絡をとりまして、事態の発生
を未然に防ぎたい、かように考えてお
るわけでありませう。

○中村(時)委員 十分注意して御調査
をお願いします。

次に昨年、すなわち二十八年度の十
月から三月の原料買付外貨割当設置が
約一箇月遅れておられるのです。そ
れについて、実際に遅れておられるかお
聞きしておきたい。

○東辻説明員 十月以降の外貨の割当
につきましては、私どももいたしまし
ては、できるだけ早く決定を見て、こ
れが実施を現行させたい、かように思
いまして、通商、大蔵当局にも交渉に
努力したわけでありますが、当時外貨
の状態が非常に悪くなつて来るとい
うような事情から行きまして、十月以降
特に一三におきます外貨の設置が遅
れたことは事実でございます。

○中村(時)委員 その一箇月がやはり
この値上りの大きな原因となつて来
ておられるわけですか、すなわち
今まで持つておつたランニング・ス
トックがほとんどなくなつた。そういう
ことが、外貨割当の遅れた結果として
出て来た。これが一点です。それから
もう一つ、割当に対して、今言つたよ
うに十月一三月という割当ではなくて、
今度の割当を見ますと、十月から十二
月、一月から三月、こういうふうな
二期に期間的な短縮をしておられる
のですが、これはどうですか。

○東辻説明員 外貨の割当は、通産省
の方で、最終的に決定権を持つてやつ

ておるといふ関係でございますが、私
どもの手続といたしましては、一応十
月から十二月までの外貨について実施
する。また一月以降のものについては
逐次大蔵省との交渉ができたところで
もつて実施をいたしております。

○中村(時)委員 だから私がお尋ねし
たように十月から十二月、一月から三
月、こういうふうになつたわけでは
ないかと。

○東辻説明員 結果にはそういうこと
になつております。

○中村(時)委員 そうしますと、その
ために今言つたようにランニング・ス
トックはなくなつて来る、期間は短縮
される。それでますますきつてくつに
なつて来た。そういう結果をあなた方
がつくつて行つたのです。そこで実
際に砂糖の値上りということに当然な
つたのです。一つの線として上つて来
るわけですか。それに対してあなた方は
上らぬとお考えになりますか。

○東辻説明員 実際問題として、そう
いうことによつて先行きの砂糖の輸入
が非常に時期的に不確定になつて来
た。それはまさにお話の通りで、これ
によつて先行きのストックがなくなる
というこの悪影響が、価格を相当高く
した原因であるというところは、そのよ
うに考えております。

○中村(時)委員 そこで今言つたよう
に、あなた方は、そういうことの一つ
の責任者として考えておられるが、実
際はそういう拙劣なる施策をやつたと
いうことは、結果の上に当然現われて
来たわけなんです。そのときに当初
の計画、あれは私も記憶を思い出し
ませんが、三十八万トンだったか、三
十萬トンだったか、ちよつとその点お

教へていただきたい。

○東辻説明員 下期におきますところ
の粗糖についての外貨の割当は、一応
四十六万トンでもつて計画を立ててお
ります。

○中村(時)委員 そうするとその計画
というものは、三月末までに一応完了
する計画なんですか。

○東辻説明員 その中には本年三月末
におきます在庫と、翌年度四月以降、
四月、五月、六月ぐらゐに消費するも
のを含んで四十六万トンという数字を
出しておるのでございます。

○中村(時)委員 それではどういふ
うになりますか。あるいは輸入措置と
いうものがそれに対する計画として大
体完了しておるかどうかい。

○東辻説明員 外貨の設置につきまし
ては、まだ外交的に交渉がまとまらな
いもの、あるいは現物が海外にないとい
つたような事情から残つております
のが、まだ四万トンございます。それ
以外を除きましては、大体今までに一
応予算的の実施は見えておるわけであ
ります。

○中村(時)委員 私の言うのは予算的
実施じやなくて、そういう措置が完了
したかどうか。入つて来たのが……

○東辻説明員 四万トンを除いて今ま
で実施されましたもので、入つて来
る予想といたしましては、翌年度に繰
越して、スリッパして入るものは、大
体二十二万トンから二十三万トン程度
のものが翌年度の四月以降に到着を見
るのではないかと、かように考えてお
ります。

○中村(時)委員 そうすると、計画は
二月というのを言つておられるが、
四月以降にその二十二万トンないし

二十三万トンということになりますか
ら、当初の計画は大幅なずれというこ
とになるわけですか。

○東辻説明員 計画通りには一応入つ
て来てはおりません。

○中村(時)委員 その計画通りになつ
てないということが、たとえばどうい
うことになつておるかといへば、行政
措置が非常に遅れたということが、先
ほどの問題と相関連して、価格の高
騰を非常に促進しておる。そのまゝ来
ると、今度は問題が起つて来る。たと
えば行政措置としてはできなかったか
いふことなんです。ところがわれわれ
しろうとかもしませんが、見た目に
おいて、官庁折衝なり、あるいは今言
つたような問題は、事務的には私はで
きたと思つておる。また事務的にでき
ると思つておる。にもかかわらずこ
ういふ事情がすなおに行かない見通し
もわかつておる。昨年度から問題にも
なつておる、にもかかわらずここにこ
れにブレーキをかけておるものがある
かないかという問題が出て来る。想
像ができる。その問題に対して事務当
局としてどう考えていらつしやる
か。

○東辻説明員 先ほど私申し上げま
した数字で、四十六万トンと申し上げ
ましたのは、来年度の四月以降に繰越
して到着するものを当初見込んで四十
六万トンでございます。それからな
外貨の割当につきましては、私どもも
いたしましては、この下期の予算を
きるだけ早急に実施すべく、通産、大
蔵方面とも交渉したわけでございます
が、これはもつぱら外貨事情によ
つてその実施が小刻みになり、また
その実施も遅れた、こういうふうな考

えております。

○中村(時)委員 そういうことから、
たとえば製糖工業会と政府とのいろ
んな臆測が生れて来るわけですが、問
題は将来私どもも一回関連質問として
取上げたいと思つたので、これは保
留いたします。

○川俣委員 関連して伺います。今の
輸入の問題ですが、もしもあなたの方
うような計画が信用されるとすれば、
こんな砂糖の上り方はしなかつたと思
う。計画が計画通り順次訂正されて行
つて不安がなければ、こんなむちゃな
思惑相違は私には出て来ないと思わ
なければならぬと思う。あなたの方の
手打つたのが齟齬を来たしたので、思
惑が出て来る。それをどうも計画通
り行つておるんだということになる
と、計画通り行つていてもなおこんな
思惑が出て来るのか、計画がくずれた
ために思惑が出て来たのか、この点を
はつきりしなければ将来の対策は立
たないと思つておる。その点は非常に
いいまいだと思ふ。新聞等の伝えるこ
ろによりますれば、二一三三三三の輸
入粗糖二十万トンのうち輸入公表を
みただけはラジアル糖五万トンのみで残
りの分は外貨事情もからんで見通し難
となつており、ラジアル粗糖の入着も三
月に間に合わない、というふうなこ
から思惑が出て来てる。これがその
一つの原因だと考えられておる。従つ
てあなたの方の計画は、やはり計画は計
画として齟齬はあるであらうから、そ
の齟齬をする場合には、どういふ調整
をするかという用意をしておかない
と、行政の裏をかかれて、思惑が發生
して来るということは、常にやられて
いることであるから、常に行政の

面としてはその点を落してはならないものだというふうにお考えにならないか。つたかどうか、この点です。

それからもう一つさかのぼってお聞きしますけれども、独禁法違反として処分を待つというの、これは行政官庁のすべき態度ではないと思う。行政官庁としては、その処分の前に、かかることが起きないように行政指導することがその任務だと思う。罰金をとるとか違反として摘発することが行政官庁の任務とは思わない。この点について総務部長から御答弁を願ひ、前の点については食品課長から御答弁願ひたい。

○新沢説明員 製糖業者によるカルテル行為の問題でございますが、これは確かに先ほど経済局長から御答弁がありましたように、業者の本能としてとすればそういう方向に走りやすい。ことに業者の数もたくさんございまして、とにかくそういう方向に走りやすいというところは認めざるを得ないと思ひますが、実態がすぐつかめるようでありまして話が簡単なのでございまして、実態がつかみかたい形で行われるのが通例でありますので、なかなか私どもの力として、すぐつかみ得ないということ、それから砂糖の価格の高騰も、これは一月の末ごろから外貨割当等がいろいろな事情でうまく進まなかつた。また予定していた到着が遅れたというふうなことで、非常に急激に上つたものでありますので、私どもの関心をいたしましたも、まず第一に、この未決になつております外貨の割当を早く進めたい。そうすれば、予定通り入つて参りますれば、需給面からいへばこの価格の高騰は防げるの

ではないかというふうな、重点の置き方がそういう点にありました等の関係で、十分な調査が遅れておりますことはなほだ申訳ないと思つておりますが、私どももその点念頭に置きまして、適当な機会に、もしそういうことが不幸にして起つておるといふことがあれば、行政官庁の責任において迅速に是正したいと思つております。

○東辻説明員 高くなつた原因といひまして、計画通り到着ができていないというところはその通りでございますが、私どももいたしましては、残つた四万トン、今総務部長からお答え申し上げましたように、早期に実施を見ようという努力いたしておりますし、なお台湾からも、場合によりましては、できるだけ数量を急場に間に合うように入れようというところで、今通産省とも連絡中でございますし、また政府が手持ちいたしておりますん業糖につきましても、できるだけ早くこれを放出するように今段取りをつけておるところでございます。

○足立委員 今、川俣さんから御質問のありました点について新沢総務部長がお答えになつたのですが、私不勉強でまことにつかぬことを伺うようですが、実態をよく調べて、実態がわかれば行政官庁の責任において善処するという意味のお答えがあつた。その場合に、現在のこの法制のもとにおいて、どういう根拠でどういう具体的な処置がとられて、実効のある方法がとられるのか、その根拠と内容、実質的な効果等について御説明を伺いたいと思ひます。

○新沢説明員 現在の状態において砂糖会社が価格のつり上げあるいは高い

価格を維持するためにし得る手段としてさしたつて考えられますのは、砂糖取引所、商品取引所を利用することにあると思ひます。先ほど中村委員からもそういうふうな疑わしき事象が行われつたあるというお話がございましたが、私どももその実態をつまびらかにしておりませんので、はたしてその通り行われておるかどうかわかりませんが、方法としてはそういうことが一番考えられると思ひます。そうだといたしますれば、これはもちろん法的な権限のある問題ではありませぬので、勧告というところにならうと思ひますが、取引所に対して、不自然な価格を出現せしめるような出方について自衛を求めようというところになるかと思ひます。

○足立委員 そうなると、今あなたが行政官庁の責任においてという、非常に大見栄を切つたのでふしぎに思ふのですが、そこまで一体責任を負えるのですか。それとも今の制度が悪いから直さなければ、あなたのつかぬような決意は実現されないのではないかと

いうことですか。今の制度がいか悪いのかは別にして、今のものにおいて今あなたのおつしやつたような、行政官庁の責任において、これをやるのだという大見栄を切られても、はたしてそれができるのかどうかという点を伺いたい。

○新沢説明員 確かに御指摘の通り、現在の法体系のもとにいますか、現在の砂糖の価格に對して、別に法的な根拠もありませんのでありますが、従いまして行政官庁の責任といつて、実効のある方法といつてつきつめられますとはなほだ困難でありますけれども、

しかしこれは国民生活一般に係る問題でありますので、そういう事情があまりすれば、十分行政官庁といたしましても関係のものを呼んで懇談をし、自衛を求めようというところはできようかと思つております。但しその効果はどうかというところになりますと、それは受入れる側でどれだけ自衛をし守つてくれるかどうかということにかかつて来ようかと思ひますが、法的な根拠云々と仰せられますと的確のものはないわけでありまして、実際上の措置としてはある程度の効果は現われるように行き得るのではないかと思つております。

○川俣委員 今総務部長は、もう少し実態を把握したいといふと、はたしてカルテル結んだ価格になつていくかどうかかわからないというふうな説明であつたのですが、これは非常な間違いです。現実に行われている価格というのは、一つのカルテルの結果生れて来た価格であるといふことは、これは何人も否定しないのです。しかしながらいつそういう協定を結んだかどうかというふうなものを把握できないといふことは、これは言えるのです。それはあなたの方の職権ではなかつて、公取が審査しなければならぬといふことになるのです。現実に行つていく状態は、これは何人も否定できないのです。現に行つておるのだから、これをどういふように法を履してやつたかという根拠がつかめないうのならわかります。現実の姿が正常な姿だといふことは、あなたの方需給を受けておる人からいって、こんな不自然な姿が出て来ないといふことはおわ

かりになるだらうと思ふ。あなたの方が計画されておつた状態からいって、こんな不自然な姿が出て来るとお考えになりますか。おそらく予想しない価格でしよう、これは食品課長どうでしょう、あなたの方予想している価格ですか、予想していない価格でしよう。これは自然に出て来たのではない、協定の結果出て来た価格なんです。これは何人も否定できない。しかしその現実の材料というのか、犯罪的な資料をつかむといふことは非常に困難だといふことは、これは言えましよう。これはい

つどこで協定を結んだか、だれとだれが一体携つたかといふことは、これはできないでしよう。現に価格が、あなたの方が需給を受けておる面からいって、意見の結果が生れて来ている。これは単なる自然的な現象ではなくて、ある作為的なものであるといふことは否定できないと思ふ。そうじゃないですか、私はそうだと思ふ。それからもう一つ、それに対して行政上断固でございといふことは行き過ぎじゃないかといふけれども、私は罰金は、別に法で根拠に基いて罰金でおるのじやないと思ふのです。設備資金に基いて罰金でおるという法的根拠はあります。罰金でしよう。行政処置でしよう。それです。罰金を変更するなといふことはできないことではないのです。これが一番おそろしい、これは罰金よりも何よりも、罰金を変更すると言われたら、これは一番大きな痛手なんです。そこで私は、新沢総務部長は大いなる見解を切られたんですが、先ほどは法的根拠があまりないのにだんびらを振る言われたが、私は大いにだんびらを振る理由があると思

ふ。あなたの方からいって、あなたの方が計画されておつた状態からいって、こんな不自然な姿が出て来るとお考えになりますか。おそらく予想しない価格でしよう、これは食品課長どうでしょう、あなたの方予想している価格ですか、予想していない価格でしよう。これは自然に出て来たのではない、協定の結果出て来た価格なんです。これは何人も否定できない。しかしその現実の材料というのか、犯罪的な資料をつかむといふことは非常に困難だといふことは、これは言えましよう。これはい

うのです。この点についてお答え願いたい。

○新沢説明員 一月以降の砂糖の価格につきましては、いろ／＼の見方をなさつておる方がございます。今お話のように、砂糖業者が人為的に価格をつり上げてゐるんだという声を耳にしないではございせん。しかしまた別にほかの説をなす人もありまして、最近におきます商品取引所における価格が、大体膠着状態を示しておりますために、商品取引所に流れ込んだ資金が商品取引所、ことに最近思惑の対象になりやすい砂糖の方に流れ込んで来て、いわゆる場違いの人が入つて来たからだという見方をなさつておる方もあるように私は聞いております。砂糖会社だけの力でこの価格が現われたとも言いきれない面があるのではなからうかと思つております。従いましてこの点十分実態をきわめてからでないかと、判断を下せないのではないかと思つております。実態がわかりまして不当の手が動いてゐるということでございます。ならば、行政の力として及ぶ限りの是正の手段は講じなければならぬと思ひます。

○川俣委員 これはたいへん御答弁であります。独禁法を侵してまで行政庁と対立してやられるということだつたら、これはやむを得なかつた、これはまつたく裏をかかれたんだから行政上の失敗じゃない、こう抗弁されるなら、これも言えないことはないと思ふのです。ところがこういう価格が現われて来るのが予想されておつたのだ、あるいは予想に近いものだという大きな失敗です。また砂糖会社以外の

ものがやつたとしますと、それは行政の行届きが悪いからです。法の裏をくぐつてやられたなら、これはやむを得ないかもしれない。これならわれ／＼もあえて追究いたしません。だけれども自然的現象でこういう結果になつたのだとするならば、これは行政の大きな失陥だと思う。手落ちだというふうにお考えにはなりませんか。

○新沢説明員 私の説明は言葉が足りなかつたかと思ひますが、現在の砂糖の価格、これは私どももいたしまして、正常であることは考えております。またその価格が出現した原因といたしまして、供給側の面において当初予定しておりました通りの砂糖の輸入が進まなかつた。供給面において当初予定しておりました通り欠陥が出て参りましたことが、いろ／＼な思惑を引起す原因になつたということ、まつたく予想した通りの結果になつたというわけではありませんが、いろ／＼の結果が累積いたしましてこういうことになりましたので、私どももいたしまして、正常でない、不自然な価格でなしに、早く正常の価格にもどしたいということ、先ほど食品課長からお話申し上げました通り、当面非常に縮減して参りました供給力を、急速に計画の線まで持つて来ようというので、いろ／＼施策を講じつつあるような次第でございます。こういう価格が現われましたことに對しましては、いろいろの点が重なり合つたのでありますけれども、この価格を正常な価格だ、あるべき価格だと言つておるわけではございせん。そのことを申し上げておきます。

○中村(時)委員 次に政務次官が製糖

工場の能力査定に関するいろ／＼な問題をおつしやいましたけれども、設備というものが二百五十万トンあるというお話でありましたが、それに対して、たとえば農林省でそれを査定するとか、あるいは能力の検査をする、そういう具体的なお考えを持つておるかどううか。

○平野政府委員 先ほど二百五十万トンと申し上げましたのは、訂正いたしますが、二百五十万トン程度というつもりで申し上げたのでありまして、その点御了承いただきたいと思ひます。この能力につきましては、専門家に委嘱をいたしまして調査を進めるといふふうにお考えでございせんか。

○中村(時)委員 そういたしますと、製糖工場はおそらく作業を停止して整理に入らなければならぬという現象になつて来る。そうしますと、原料不足という理由で割当を制限してゐるのに、またその上へ持つて来て工場の作業を中止されれば、いよ／＼ますます市場価格としては問題が起つて来ると思ふのです。それに対してはどういうお考えですか。

○平野政府委員 その点につきましては、お話の通り、いろ／＼な問題が起ると存じますので、ただいまそれらの善後措置につき鋭意検討を進めて、とりあえず工場の設備の現在以上の拡充ということとは停止をするという施策を講じておるわけでございます。

○中村(時)委員 施策はけつこうなんです。私たちも必要だと思ふ。但し、その結果がどう出て来るかということをやはり頭に置いて、具体的にどういふふうな手を打つかということが最も大事な問題になつて来る。それに

對してどういう手段、どういう方法を考へていらつしやるかをお聞きしたいわけなんです。

○平野政府委員 これは日本経済全体の総合的立場から、ある程度合理化の方向に進むというために、多少の浮き沈みができるといふことは起り得るわけでございますが、設備の過剰がこれ以上起きないようにできるだけ指導いたしますとともに、現在あるいろ／＼な設備の合理的な運用については適切な方法を講ずるといふことで、目下研究を進めておる、こういう段階でございます。

○中村(時)委員 合理化とか、経済全体、そういうことはよくわかつてゐるので、私の言うのはそういう問題じゃない。一つ／＼を具体的に今取上げて言つておる。そうして一歩でも価格を安くしようというのがねらいなんです。から、全般の問題ではない。今言つてゐる焦点は、片一方でこういうふうな検査をして、一つの制限を加へ、あるいは中止をして整理しなければならぬという場合、手持ち原料は少い、そこへ持つて来て工場がそうなればストックが非常に少くなる。そこで値段が下るのではなく、一時的の現象であらうとどうであらうと、逆にこれ以上高くなるというおそれをわれ／＼は抱く。そこでそれに対して高くさせないという、一つの何か考え方を持つてゐるかどうかをお聞きしてゐるのです。

○平野政府委員 その点は、ただいま研究をいたしておるわけでございます。それでまたいろ／＼な手があると思ひます。別な方法から、食生活改善の面において学校給食等の分に対するある程度の政府の手持ちをするよう

にして、それを安く配給するというような、そういういろ／＼なことにつきまして研究をいたしておるわけでございます。

○中村(時)委員 物事はまず一つの計画というものを考へて、こういうような問題が起つてはいけなから今後直そうではないかというように、少くとも一つの根柢がなくちゃならぬ。あなた方はその根柢も何も考えないで、ただ現象だけとらえて追つて行くから、あなたがたのおつしやるようにかへつて国民経済というものは非常な不安定になつて来る。ですからそういう一つの手段なり、方法なりというものをはつきり持つて、そうしてその上につとめて、たとえば工場の検査をやつてみるとか、いろ／＼な方式はその上に出て来なければならぬ。あなたの方は反対です。どうなるかわからない。多分危険だと思ひながら、片一方の危険なところをつつきおる。そういう施策をはたしてあなたは今後もとられるのかどうか。

○平野政府委員 これはまた今鋭意研究を進めておる段階で、確定的なことは申し上げかねますが、私個人の考えとしてはいたしました、今お話の通りであると思ふので、やはり政府がある程度の量を手持ちをして、それを適切に運用することがなければ、どうしても問題の解決はできないのではないかと。従つて政府がある程度持つた分において市場価格の調整をするということも必要であります。同時に先ほど申しましたように、食生活の改善の上で、実際に政府が手持ちのものを放出して行くというふうな方法、二つの面を通じて市場価格の安定をはかり、砂糖の消

費の適正化をはかる、こういうことが必要であると考えております。

○中村(時)委員 そういたしますと、あなたは、片一方の調査をすることよりも先に、たとえば台湾糖を幾ら持つて来る、これだけを確保するということに重点が置かれていない。そうでしょう。これは量的に政府はこれだけのものを得るのだという線が一応確保された結果において出るべき問題です。それをあなたは逆に考えていらつしやるから私は聞いておるのです。たとえば、政府の手持ちが少いのだ、それでこれだけの外貨をもらつてこれだけのものをとらうじやないか、こういう一つの線があつてこそ初めて出るのです。だからそういう方向にやはり重点を置いて、その基礎をしつかりさせておいてから手を打つていただきたいと思ひます。これは何もあげ足をとつたり何かしてやるわけではありませぬ。そういう施策をまず根本的に考えてもらいたいということなんです。政務次官はそういうふうな今後やつていただけるかどうか。

○平野政府委員 その点はまつたくお話の通りと考えておるわけでありまして、今起つた現象をとらえて、ただあと追ひをするというふうなことでは決して問題の解決にならない。先ほどから申しますように、この際抜本的な対策を立てる必要があるということで今考へを進めておるようなわけでありまして、お話のような趣旨によつて、ひとつこの際問題の基本的な解決をはかりたい、こういうふうに進めておるわけでありまして。

が、こでもう一つその前にお願ひしておきたいのは、これは私たちの推察なんです。だから決定じやないのです。が、たとえば製糖工業あるいは製糖工場などに關係した元の食糧庁の人たちが何名くらいおり、どういふポストに入つておるかということに至急に御調査いただき、ひとつ資料として提出していただきたい。これは河野先生からも砂糖に關して資料の提出を要求しておるはずですが、それもまだ出ていない。もう十日以上になりますが、この問題も速急に片づけていただきたい。でないと一つの総合的な感覚がくずれてしまふ。

○新沢説明員 ただいま資料の御要求がございましたが、これは至急とりそろえて提出いたします。それから河野先生から御要求になりました資料は本日持参して来ておりますので、後ほど委員部を通じてお配りすることにいたします。

○中村(時)委員 その資料はひとつお願いいたします。それから現在の各製糖会社の手持ちの原料、それから三月中旬までに入荷するものが大体幾らくらいかということ、課長からちよつと伺ひたい。

○東辻説明員 これは一応推定であります。が、申し上げますと、二月末の原料の手持ちが大体九万八千トンくらいになつておるかと思ひます。なお三月以降四月、五月、六月については、まだ正確な輸入の見込がわかりませんが、的確には申し上げられませんが、大体三月末で在庫としては三万八千トンくらいになるのじやないかと思ひます。

○中村(時)委員 今言われたように手持ち数量というものは非常に減少して

来るわけですが、それは現在の段階ではしかたがないと思ひます。そこで、四月、五月の原料糖の緊急対策をどういふふうに進めていこうか、ひとつお聞きしておきたい。

○東辻説明員 工場の在庫が減少して参つたというふうなことからいひまして、全体的に砂糖の供給量が減つておるわけでございますが、一応市販に出すものといたしましては、政府でだいたい三万トンのてん菜糖を持つておりますので、これをできるだけ早く北海道から内地へ輸送いたしまして、それを入札して放出する。それから先ほどお話し申し上げましたように、台湾の新糖を、うまく行けばこの三月に、大体三万トン程度積み出し得るのじやないかという話がございまして、これも通産省を通じて目下交渉中でございます。

なおそのほかまだ予算の実施を見ていない四万トンにつきましては、インドネシアのスィッチによりましてキューバから粗糖を入れる計画がございまして、そちらの方はまだインドネシアの外貨の事情あるいはその他の關係ではつきりいたしておりませんが、そのうちの約一万トンばかりは何か近いうちに決定を見るのじやないか。かようなことによりまして、この四月、五月以降の在庫の減ります分、あるいは市販に出されている供給の少い分を、できるだけすみやかに補充して参りたい、かように考えて今努力中でございます。

○中村(時)委員 四月以降の問題は以降の問題として、三月中にたとえれば台湾の新糖がそういうふうに入つて来る場合に、三月においてたとえばそ

れを精糖に切りかえるだけの行政措置が即座にできるかどうか、ひとつお聞きしておきたい。

○東辻説明員 台湾の三万トンにつきましては、御承知のように台湾と日本との協定で、二十八年度における協定の数量内だけは一応二十八年度に輸入をいたしておりますので、四月以降来年三月までの砂糖を含めた全穀の日台の協定がどうなるかという問題と、それから現在のところ価格が百五十ドルということになつておりますが、こちらとしてはできるだけ安く買ひたいという、この二つの問題がございまして、目下交渉中でございます。もし三月中旬にこの交渉が成立しますれば、早ければ大体二週間くらいで到着するのじやないか、かように見込まれます。

○中村(時)委員 価格の問題が出ましたから、それでは価格の問題に入つて行きたいと思ひます。経済局長にお尋ねしたいのであります。あなたはこの前私が質問をいたしました際に六十一円二十銭をもつてこれが安定価格であるというお答えをなさつた。そのときに私が、それは原価計算から来たものか、あるいはどのような計数の立て方をしたのか、そういうことをお聞きしたところが、そういう把握は十分に出来てなくて、ただ単にこのくらいが妥当でないかと思うというお話であつた。そうすると現在はこのように思つていらつしやるか、まずこれを第一に伺ひたい。

○小倉政府委員 六十一円二十銭というのは当時の市価であつたと思ひますが、当時の状況から申しまして、六十円余りのところが妥当じやないかとい

うふうに入申上げたように記憶しております。現在は、その後消費税の關係あるいは輸入原価等が若干かわつておりますから、多少の違いがございまいやうが、ただいまの八十円以上あるいは九十円近くの価格というものが異常な高値であることは申すまでもございせん。

○中村(時)委員 高値であると思へばやはり行政処置としては、というよりも、一応あなたが常に言つていらつしやる安定価格の線において——生産という面から打出すことは非常に困難ですから、今あなたが申しましたような線をとつて、たとえば輸入業者の利潤の問題あるいは税金の問題、そういう問題を全部ひつくるものと、六休幾らくらいが最も妥当であるとお考えになつてゐるのですか。生産価格とまでは申しません。

○小倉政府委員 これは先ほどから御議論がございましたように、現在の供給の狀態等からかような価格になつておりますので、価格を安定させますために輸入手当が目下急がれておるのであります。そういう点が十分目安がつかまないと、どの程度の価格になり得るか、またどういふ価格にしたらいいかということ、ちよつと申し上げかねると思ひます。

○中村(時)委員 この点があなたと私のこの前の問題の焦点であつたわけなんです。私はこの前の——今のじやない。今は今発表いたしますが、この前のときにはあなたにお尋ねしたら、あなたはいまい模範としてはつきりお答えが出なかつた。そこで私が、その当時の換算の仕方を百五十ドルないし百十ドルとして、輸入税を現在の二〇%とする

と、大体百二十六ドルになる。これを三百六十円で換算して四万五千三百六十円、一トンを千六百六十六斤として大体一斤二十七円三十銭、これに原料価格一斤当り八円を加えて、精糖を販売するメーカーにおいて大体これが妥当であるという、それらを全部総合すると五十四円八十銭という値が出るが、それに対してあなたの六十二円と私の今言つた値段とが対立したわけです。そこで今度これにのつとりまして、一応この原価計算をやつてみたらどういう結果が出るか。あなたの方は大体漠然と——実に漠然だと思ふのです。これでは一つの線が引けない。価格は上つて行く。ほうりつばなしである。調査もできない。こういう結果が今出て来たわけですが、それに対してどういう観点に立つて、どこに基礎を置いて価格の構成を考へておられるか。もちろん値を下げるには、それに基いたところまで下げて行きたいという努力が必要なんです。だからあなたのおつしやる価格の一応の安定線をどうしてもはつきり打出さなくては、下げろといつてもどこまで下げていいかわからない。その基本線をどこに求めていらつしやるかをお尋ねしたい。

○小倉政府委員 これは多少の見方の違いはありましようが、輸入価格によつておのずからきまつて来るのでありまして、そういう線に持つて行くのは、どうしても内需に見合つて需要をまかなえる程度のもので相当程度入つて来るのが前提でなくては、価格だけを離してなか／＼論議がしにくいと思います。相当量のものが入つて来る外貨上の処置ができるということでありますれば、輸入の時期等のこともあ

りますが、その折には妥当な線を打出して、さうなことで施策を講じて行くということができるのであります。が、ただいまのところは、どの程度の価格であるというのを打出しまして、先ほどから御議論のようなことでなか／＼困難ではないかと思ひます。○中村(時)委員 今言つた価格は非常に基本線になつておる。下げろ／＼で一体どこが基本になるか、今までのではさつぱりわからない。たとえば最近のニューヨーク市場のパウンド換算をやつてみますと、現在三ドル四十セント、一トンを換算すると大体七十四ドル八十セントになつております。それへ持つて来て運賃諸掛が十三ドル五十セント、それから輸出利益を一〇％としてこれが七ドル四十八セント、合計日本のFOBで九十五ドル七十八セントになつております。それに輸入税を二〇％加算いたしますと十九ドル十五セント、それに生糸の損失補償五十ドル、そういうふうになつて来て、それらを總計いたしますと大体百六十四ドル九十三セントという線が出て来るわけです。そしてそれを換算いたしますと、一斤当りの換算が十セント三ですから、円価に直して三十七円という線が出て来る。この問題は非常に重大な価格構成の問題でありますから、あなたといろ／＼話合ひをしてみたいと思ひますが、実は時間が四時半までということになつておりますので、一応三十七円のところとどめて、以下この次の問題として取上げて行きたいと思ひますから、本日はこの問題は留保いたします。

○井出委員長 この際お諮りいたします

す。委員の異動に伴ひまして小委員に欠員を生じております。この補欠を委員長において指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認め、林業小委員に井手以誠君、川俣清音君を、蚕糸小委員に今井耕君、農業災害補償制度の小委員に今井耕君を指名いたします。

なお林業に関する小委員長も欠員になつておりますので、この際委員長において小委員長に從前通り川俣清音君を指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

残余の質疑は次会に延期し、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和二十九年三月六日印刷

昭和二十九年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局